

情報提供日：令和3年3月19日

## 1都3県の緊急事態宣言解除に伴う龍ヶ崎市の対応状況 【施設の利用制限などの緩和に関する情報提供】 令和3年3月19日(金)午後5時現在

龍ヶ崎市では、3月18日(木)に発表された東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県に発令中の緊急事態宣言を3月21日で解除することを受けて、現在実施している施設の利用制限などを緩和しますので、お知らせします。

なお、この情報は令和3年3月19日午後5時時点のものであり、今後の状況により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

**下線部はこれまでの情報提供からの追加・変更箇所となります。**

### 1. 本市の対応状況

- 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(特別職・部長級会議)
  - ・令和3年1月15日(金)午後4時40分から開催
  - ・令和3年1月18日(月)午前11時から開催
  - ・令和3年2月5日(金)午後4時45分から開催
  - ・令和3年2月22日(月)午後4時から開催

### 2. イベント関連情報

- 中止・延期・変更となった主なイベント(令和3年3月19日現在)
  - ・保健センターの健診など【変更・継続中】
    - ※「令和2年度保健センター年間予定表」等に記載の集団健診の日程を変更し、受診方法も完全予約制となります。
  - ・桜まつり2021(4月3日)【中止】

なお、最新情報は下記リンクからご確認をお願いします。

- 感染拡大防止のため中止や延期となったイベント(龍ヶ崎市公式ホームページ)

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/cov-2020/stopeve/stopcov-2020.html>

### 3. 施設の利用制限等の対応(令和3年3月19日現在)

現在、利用制限などを行っている公共施設は下記の通りとなります。

#### ○一部利用制限している施設

施設名	期間	担当課	備考
市が管理する 全てのコミュニティ センター	3月23日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	・施設利用人数制限あり ・3月22日(月)まで政府 の緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
旧長戸小学校 体育施設 (体育館・運動場)	3月23日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	・施設利用人数制限あり ・3月22日(月)まで政府 の緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可

市民活動センター	3月23日(火)から 当面の間	コミュニティ推進課	・施設利用人数制限あり ・3月22日(月)まで政府 の緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
市民交流プラザ	3月22日(月)から 当面の間	コミュニティ推進課	・施設利用人数制限あり ・3月21日(日)まで政府の 緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可
まいん「健幸」 サポートセンター	2月15日(月)から 当面の間	健幸長寿課	・施設利用人数制限あり
大昭ホール龍ヶ崎 (文化会館)	3月23日(火)から 当面の間	文化・生涯学習課	・施設利用人数制限あり ・3月22日(月)まで政府 の緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
中央図書館	3月22日(月)から 当面の間	文化・生涯学習課	・ <u>2階フロア利用制限あり</u> ・3月21日(日)まで政府の 緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可
歴史民俗資料館	3月23日(火)から 当面の間	文化・生涯学習課	・施設利用人数制限あり ・3月22日(月)まで政府 の緊急事態宣言対象地域 居住者は利用不可
湯ったり館	3月22日(月)から 当面の間	農業政策課	・営業時間短縮 ・利用人数を制限 ・3月21日(日)まで政府の 緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可
小中学校 土日休日開放	2月8日(月)から 当面の間	教育総務課	・市内の団体に限り利用可 ・他の団体を集めての利 用は不可
総合福祉センター	2月15日(月)から 当面の間	介護福祉課	・施設利用人数制限あり ・市民のみ利用可
元気サロン松葉館	2月15日(月)から 当面の間	健幸長寿課	・施設利用人数制限あり
さんさん館	3月22日(月)から 当面の間	こども家庭課	・利用は週1回まで (事前予約制) ・ <u>午前・午後の部とも各7 家族程度(子ども1人に対 して、保護者1名まで)</u>
龍ヶ崎市駅前 こどもステーション 子育て支援センター	2月8日(月)から 当面の間	こども家庭課	・午前・午後各々先着2 家族まで(事前予約制)
森林公園 (かまどの利用)	3月22日(月)から 当面の間	都市施設課	・ <u>施設利用人数制限あり</u> ・3月21日(日)まで政府の 緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可

ふるさとふれあい公園 (アトリエ)	3月22日(月)から 当面の間	社会福祉課	・施設利用人数制限あり ・3月21日(日)まで政府の 緊急事態宣言対象地域居 住者は利用不可
龍ヶ岡公園管理棟 (こどもの居場所づくり)	2月8日(月)から 当面の間	文化・生涯学習課	・市内小中学生のみ利用可 ・施設利用人数制限あり

○利用制限解除・解除予定の施設

※以下各施設、3月21日(日)まで政府の緊急事態宣言対象地域居住者は利用不可

施設名	期間	担当課	備考
総合運動公園 ・たつのごアリーナ ・流通経済大学龍ヶ崎 フィールド (たつのごフィールド) ・TOKIWA スタジア ム龍ヶ崎 (たつのごスタジアム)	3月23日(火)から 通常利用可	スポーツ都市推進課	
高砂体育館	3月23日(火)から 通常利用可	スポーツ都市推進課	
屋外体育施設 (テニスコートなど)	3月22日(月)から 通常利用可	スポーツ都市推進課	
小中学校 夜間開放	3月22日(月)から 通常利用可	スポーツ都市推進課	
ふるさとふれあい公園 (屋外体育施設)	3月22日(月)から 通常利用可	社会福祉課	・バーベキュー用かまどは 利用人数制限あり
市民健康の森 (ドッグラン)	3月22日(月)から 通常利用可	都市施設課	

事務局	龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(担当:危機管理課) 担当者:鎌倉・清原(かまくら・きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	---